

実 務 事 例

分類	その他	作成年月日	平成23年6月2日
表題	臨採職員の高額療養の手続きについて		
内容	<p>① 事務処理内容 講師の先生が入院をし、退院後、病院から「入院費に係る高額療養費の手続きについて」というプリントを持ってこられた。それには、「限度額適用認定証の交付申請」について書かれていたが、退院しているので「高額療養費支給申請」かなと思いながらも、プリントに書かれていたとおりに減額適用認定証の交付を申請した。</p> <p>②問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと） 入院と限度額適用認定申請が結びつかずに、退院されてからの手続きになってしまった。</p> <p>③実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと） 連絡先は被保険者しか記入欄がなかったので、全国保険協会からの連絡は、本人に行くことを伝え、減額適用認定証ではなく「高額療養費支給申請」をしないといけないかもしれないことも伝えた。 その後、協会から自宅に文書がとどき、必要事項を記入して転送したとのこと。</p>		
添付書類	健康保険 限度額適用認定申請書 健康保険被保険者証 写し		
感想	<p>限度額適用認定申請は、全く頭になかった。 共済組合では自動で行われる「高額療養費支給申請」も全国保険協会に申請をしないといけないことを改めて知り注意しなくてはいけないと思った。 全国健康保険協会のホームページは、記入例もあったので、わかりやすく良かった。</p>		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等